

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年7月5日(2007.7.5)

【公開番号】特開2005-328980(P2005-328980A)

【公開日】平成17年12月2日(2005.12.2)

【年通号数】公開・登録公報2005-047

【出願番号】特願2004-149240(P2004-149240)

【国際特許分類】

A 6 1 G 5/02 (2006.01)

A 4 7 C 1/032 (2006.01)

A 6 1 G 5/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 G 5/02 5 0 7

A 4 7 C 1/032

A 6 1 G 5/00 5 0 9

【手続補正書】

【提出日】平成19年5月17日(2007.5.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

リクライニングが可能な車椅子の両側部に具備される手摺りにおいて、アームレストを支持リンクにて車椅子側部に回動可能に具備させるとともに、アームレストを車椅子の背凭れフレームに係止手段にて任意に係止または係止解除可能とし、アームレストが背凭れフレームに係止された状態において、車椅子のリクライニング動作時に係止手段を中心にアームレストが背凭れフレームに対して回動可能となるよう構成したことを特徴とするリクライニング可能な車椅子の手摺り。

【請求項2】

アームレストが背凭れフレームに係止された状態において、車椅子のリクライニング動作時に係止手段が背凭れフレームまたはアームレストに沿って摺動可能となるよう構成したことを特徴とする請求項1に記載のリクライニング可能な車椅子の手摺り。

【請求項3】

支持リンクを四節リンクとしたことを特徴とする請求項1または請求項2のいずれか一項に記載のリクライニング可能な車椅子の手摺り。

【請求項4】

背凭れフレームまたはアームレストに係止される部材となる係止部材が弾性体にて軸受筒から常に突出する方向に付勢されるように、該係止部材を軸受筒に係止した係止手段にて、背凭れフレームとアームレストを係止するよう構成したことを特徴とする請求項1から請求項3のいずれか一項に記載のリクライニング可能な車椅子の手摺り。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

請求項 1 の発明は、リクライニングが可能な車椅子の両側部に具備される手摺りにおいて、アームレストを支持リンクにて車椅子側部に回動可能に具備させるとともに、アームレストを車椅子の背凭れフレームに係止手段にて任意に係止または係止解除可能とし、アームレストが背凭れフレームに係止された状態において、車椅子のリクライニング動作時に係止手段を中心にアームレストが背凭れフレームに対して回動可能となるよう構成したことを特徴とする。

請求項 2 の発明は、アームレストが背凭れフレームに係止された状態において、車椅子のリクライニング動作時に係止手段が背凭れフレームまたはアームレストに沿って摺動可能となるよう構成したことを特徴とする。

請求項 3 の発明は、支持リンクを四節リンクとしたことを特徴とする。

請求項 4 の発明は、背凭れフレームまたはアームレストに係止される部材となる係止部材が弾性体にて軸受筒から常に突出する方向に付勢されるように、該係止部材を軸受前に係止した係止手段にて、背凭れフレームとアームレストを係止するよう構成したことを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

このようにしておくと、第 8 図の (b) 図に示すように、部材 25 をリクライニングさせた際に、部材 25 の回動量に対して部材 27, 27 の回動量が等しくなるとともに、部材 28 と部材 31 は常に平行となるため、部材 25 に対する係止位置 34 の位置は常に一定となって、部材 25 のリクライニングに部材 27, 27 による部材 28 の回動が追従する。

したがって、車椅子のリクライニング動作時に背凭れフレームの回動中心の位置が常に一定な車椅子に上記条件を満たす手摺りを具備させる場合には、車椅子のリクライニング動作時にアームレストを背凭れフレームに対して回動可能となるよう係止手段にてアームレストを背凭れフレームに係止させておくだけで、背凭れフレームのリクライニングに支持リンクによるアームレストの回動を追従させることができるように、掛止手段の係止部材を背凭れフレームに沿って摺動させる必要がなくなる。また、車椅子のリクライニング動作時に背凭れフレームの回動中心の位置が変化する車椅子でも、第 8 図に示す回動中心 26 と枢結部 29, 30 が常に一直線上に位置するように、腰受フレームが回動する車椅子であれば、上記条件を満たす手摺りを具備させた際に、係止手段の係止部材を背凭れフレームに沿って摺動させなくても、手摺りを車椅子のリクライニングに追従して移動させることができる。

また、上述の条件を満たしていないくとも、上記手摺り 1 の支持リンク 13 の杆体 23, 23 を一つとすれば、車椅子 W のリクライニング動作時にアームレストを背凭れフレームに対して回動可能となるよう係止手段にてアームレストを背凭れフレームに係止させておくだけで、車椅子 W のリクライニングに追従して手摺りを移動させることができ、係止手段の係止部材を背凭れフレームに沿って摺動させる必要がなくなる。